

北海道告示第 10688 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 9 月 25 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 5 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープさっぽろ ふくしま店・イエローグローブ福島店
松前郡福島町字三岳 200-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 河西 利記
旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通
旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号

(変更後) 旭川電気軌道株式会社 代表取締役 河西 利記
旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
生活協同組合コープさっぽろ	理事長 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
株式会社テーオー小笠原	代表取締役 小笠原 康正	函館市港町 3 丁目 18-15

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
生活協同組合コープさっぽろ	代表理事 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号	①
株式会社テーオーリテイリング	代表取締役 西谷 英樹	函館市西桔梗町 589-124	②

(4) 変更の年月日

ア 平成 30 年 5 月 29 日

イ ①令和 2 年 5 月 12 日

②平成 29 年 6 月 1 日

(5) 変更する理由

ア 代表者の変更

イ ①代表者職名の訂正

②小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の変更

2 届出の年月日

令和2年5月12日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年5月25日（月）から令和2年9月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで